

指定都市に係る制度の概要

参考資料3

○事業所税

指定都市等は、目的税として、事業所税を課するものとされている。

○旧道路特定財源

- ・自動車取得税交付金 市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付。
- ・軽油引取税交付金 指定都市のみに、区域内の一般国道等を対象に交付。
- ・地方揮発油譲与税 市町村道分に加え、都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。
- ・石油ガス譲与税 都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。

名称	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税
総額	自動車取得税収入額×0.95×7/10 上記の他、指定都市に対し加算	軽油引取税収入額×0.9 ×指定都市の区域内にある一般 国道等の面積に占める割合	地方揮発油税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2
交付団体 ・ 譲与団体	市町村 (特別区含む)	指定都市	都道府県 市町村 (特別区含む)	都道府県 指定都市
交付基準 ・ 譲与基準	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 <指定都市への加算> 自動車取得税収入額×0.95×3/10 指定都市の区域内の 一般国道等の延長・面積 × 都道府県の区域内の 一般国道等の延長・面積合計	指定都市の区域内の 一般国道等の面積 都道府県区の域内の 一般国道等の面積合計	○都道府県・指定都市 (58/100) ※ 1/2 一般国道等の延長 1/2 一般国道等の面積 ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道等の延長 1/2 一般国道等の面積

※ 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額を控除して譲与する。

<参考> 事業所税の概要

ア 意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。

イ 課税団体 77団体（平成24年4月1日現在）

- ① 東京都（特別区の存する区域に限る。）
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
- ④ ②及び③以外の市で、人口30万人以上の市で政令で指定するもの（48市）
（事業所税創設時（昭和50年）は人口50万人以上の市。昭和51年改正で人口30万人に引下げ。）

ウ 納税義務者等

	納税義務者	課税標準	税率	免税点
・ 資産割	事業者	事業所床面積	600円/㎡	1,000㎡以下
・ 従業者割	事業者	従業者給与総額	100分の0.25	100人以下

エ 税 収（平成22年度決算額）

資産割 2,384億円(72.4%)、従業者割 911億円(27.6%)、合計 3,295億円

※平成22年度に収入済額があった76団体を集計したもので、高崎市(平成23年7月1日から課税)は含まれない。

オ 使 途

次に掲げる事業に要する費用

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (イ) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (ウ) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (エ) 河川その他の水路の整備事業
- (オ) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (カ) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (キ) 公害防止に関する事業
- (ク) 防災に関する事業
- (ケ) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

指定都市の税収等の状況（平成22年度決算）

都道府県	団体名	歳入	(単位:百万円)					人口	面積 (単位:km ²)	人口1人 当たり 税収額 (単位:円)
			うち一般財源	うち市町村税	うち個人住民税	うち法人住民税	うち固定資産税			
					(特別区民税)	(都民税)				
北海道	札幌市	843,071	467,144	275,077	91,271	26,112	110,671	1,897,333	1,121	144,981
宮城県	仙台市	410,827	247,114	172,525	56,372	20,475	69,018	1,011,592	784	170,548
埼玉県	さいたま市	438,285	271,413	216,551	84,883	22,947	79,550	1,216,892	217	177,954
千葉県	千葉市	371,566	217,156	169,515	62,953	16,396	66,034	936,809	272	180,950
神奈川県	横浜市	1,399,135	854,973	700,675	284,535	51,519	269,479	3,627,000	437	193,183
	川崎市	607,607	327,337	281,991	110,265	17,022	114,306	1,381,706	143	204,089
	相模原市	235,975	136,583	106,913	42,273	5,538	43,298	699,756	329	152,786
	3市計	2,242,718	1,318,893	1,089,578	437,073	74,079	427,083	5,708,462	909	190,871
新潟県	新潟市	354,109	204,513	117,664	38,274	11,038	50,101	803,072	726	146,518
静岡県	静岡市	277,309	179,017	125,008	40,705	10,901	53,985	715,637	1,412	174,681
	浜松市	286,068	182,389	123,762	44,003	10,116	53,290	792,173	1,511	156,231
	2市計	563,378	361,406	248,770	84,708	21,017	107,275	1,507,810	2,923	164,988
愛知県	名古屋市	1,034,736	583,203	476,220	143,543	59,429	198,645	2,180,800	326	218,370
京都府	京都市	781,733	379,500	245,235	77,711	26,354	101,639	1,382,685	828	177,361
大阪府	大阪市	1,642,643	832,217	626,018	130,657	108,060	279,157	2,537,920	222	246,666
	堺市	326,925	192,801	131,589	41,654	9,853	59,347	837,977	150	157,032
	2市計	1,969,568	1,025,018	757,607	172,311	117,914	338,504	3,375,897	372	224,416
兵庫県	神戸市	794,584	421,819	267,135	88,748	24,761	112,599	1,511,855	552	176,693
岡山県	岡山市	261,039	177,502	108,777	35,601	11,442	45,153	689,538	790	157,754
広島県	広島市	589,240	298,419	201,142	66,770	22,777	80,981	1,161,647	905	173,152
福岡県	北九州市	537,939	268,688	157,588	44,312	12,130	72,600	976,711	488	161,346
	福岡市	769,396	375,563	265,394	80,474	35,062	108,874	1,409,297	341	188,317
	2市計	1,307,334	644,251	422,982	124,786	47,193	181,473	2,386,008	829	177,276
熊本県	熊本市	269,911	156,735	92,749	32,869	8,573	38,728	724,773	390	127,970
東京都	都(特別区の存する区域)+特別区	-	-	2,810,999	830,356	485,484	1,112,587	8,558,242	617	328,455

- ※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。
- ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
- ※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。
- ※4 「都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額である。
- ※5 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
- ※6 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

指定都市所在都道府県の税収等の状況（平成22年度決算）

(単位:百万円)

(単位:人) (単位:km²)

(単位:円)

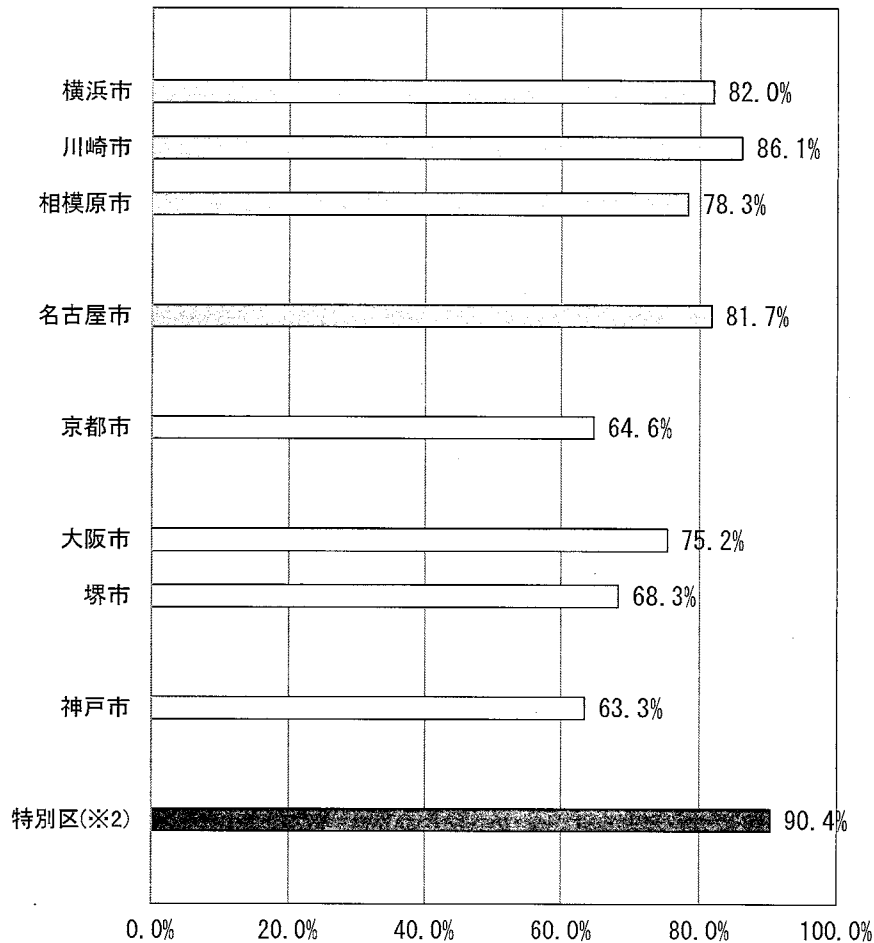
都道府県	歳入	うち一般財源				
		うち都道府県税	うち個人住民税	うち法人2税	うち地方消費税 (清算後)	
						うち一般財源
北海道	2,570,659	1,547,357	544,485	155,938	83,193	115,961
宮城県	856,381	533,514	237,822	68,577	47,844	48,262
埼玉県	1,659,517	1,214,001	700,317	282,867	110,506	119,730
千葉県	1,611,004	1,078,847	637,723	259,489	99,577	113,085
神奈川県	1,879,312	1,474,488	999,548	439,275	180,925	167,244
新潟県	1,103,793	655,232	232,917	66,096	43,520	47,928
静岡県	1,141,769	802,646	431,959	138,213	89,266	79,479
愛知県	2,166,393	1,467,805	926,685	315,063	207,368	163,040
京都府	893,582	556,800	264,845	92,732	57,427	54,046
大阪府	3,681,931	1,726,714	985,968	316,807	262,883	195,401
兵庫県	2,235,045	1,157,106	573,906	212,647	108,006	105,733
岡山県	728,511	462,141	192,772	59,604	37,421	37,416
広島県	961,534	641,440	300,081	99,720	64,696	57,415
福岡県	1,610,614	1,007,239	492,230	157,123	93,871	102,776
熊本県	835,842	468,031	151,719	44,616	23,784	35,194
東京都	-	-	2,284,051	795,856	760,549	392,684

人口	面積	人口1人 当たり 税収額
5,498,916	83,457	99,017
2,318,956	7,286	102,556
7,140,929	3,797	98,071
6,161,921	5,157	103,494
8,906,590	2,416	112,226
2,378,853	12,584	97,911
3,760,801	7,780	114,858
7,249,626	5,165	127,825
2,547,225	4,613	103,974
8,681,623	1,898	113,570
5,580,139	8,396	102,848
1,934,057	7,113	99,672
2,852,728	8,479	105,191
5,043,494	4,977	97,597
1,828,471	7,406	82,976
12,662,461	2,188	180,380

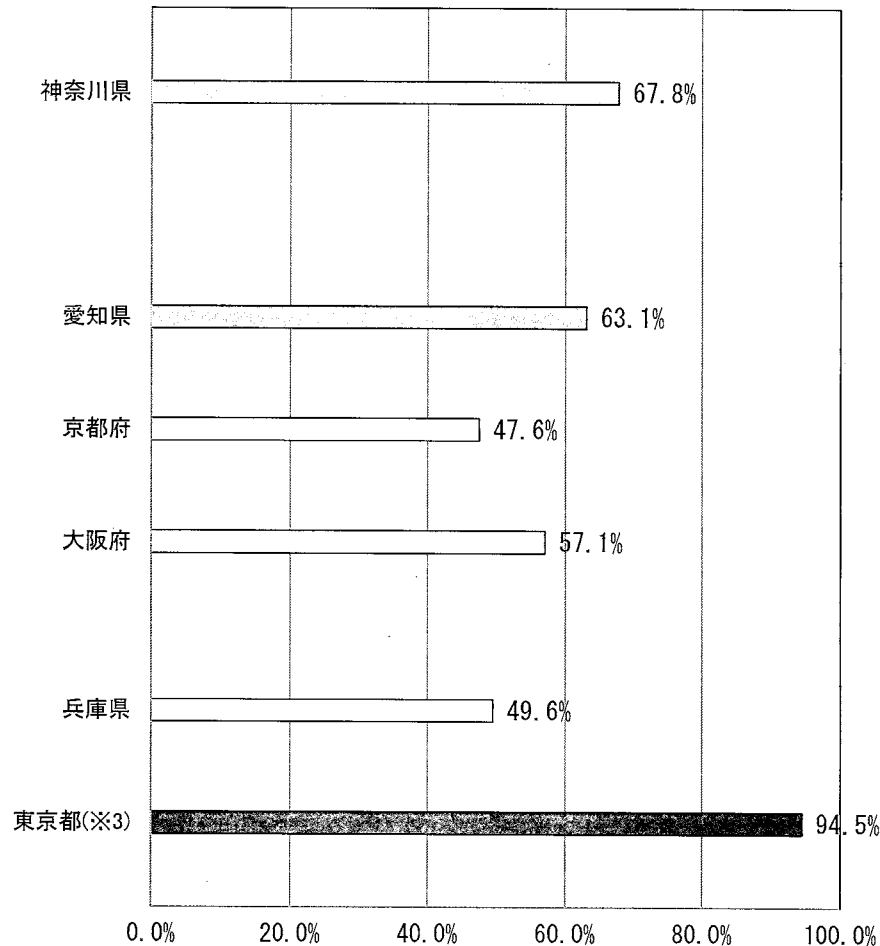
- ※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。
- ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額(地方消費税清算後)である。
- ※3 「東京都」の計数には、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を含まない。
- ※4 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
- ※5 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

指定都市等及び指定都市等所在都府県における一般財源に占める税収の割合（平成22年度決算）

< 指定都市等 >



< 指定都市等所在都府県 >



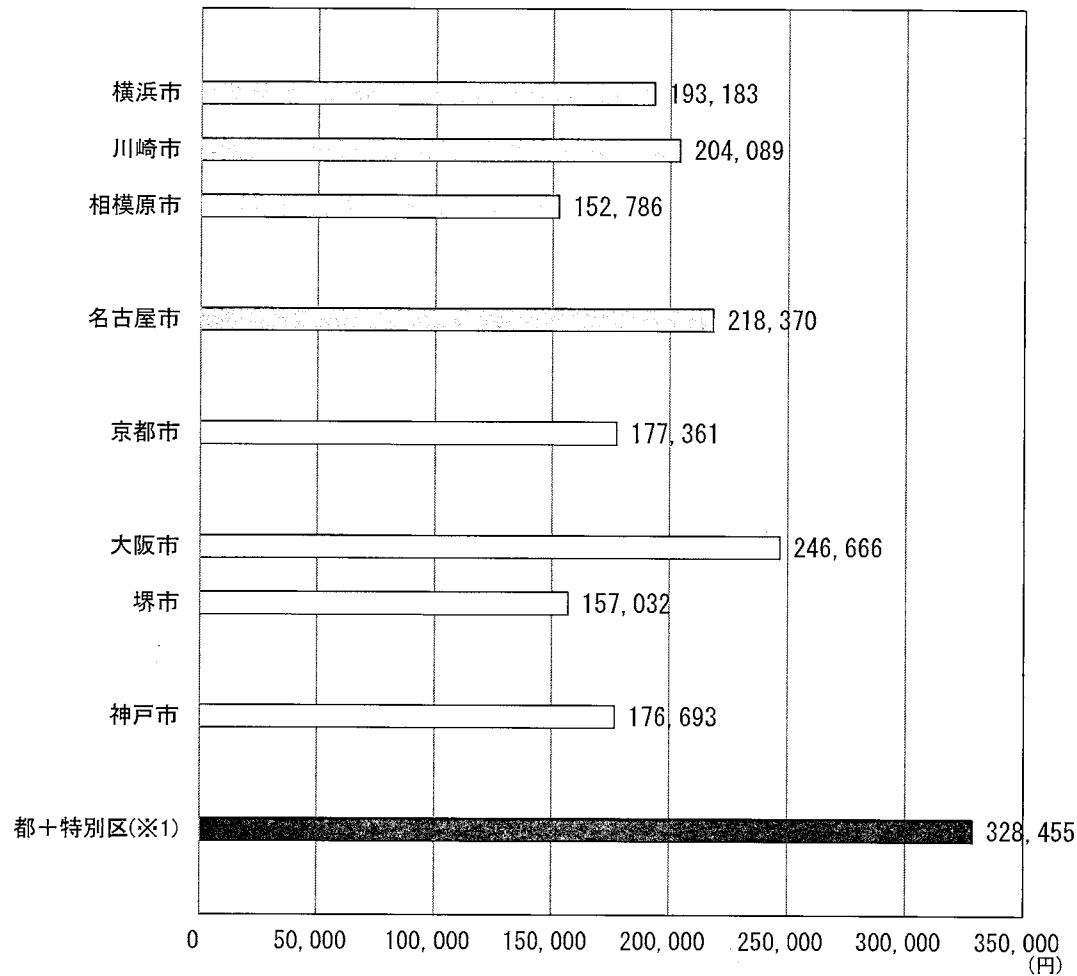
※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債及び特別区財政調整交付金の合計額である。

※2 「特別区」は、一般財源に占める地方税及び特別区財政調整交付金の合計額の割合である。

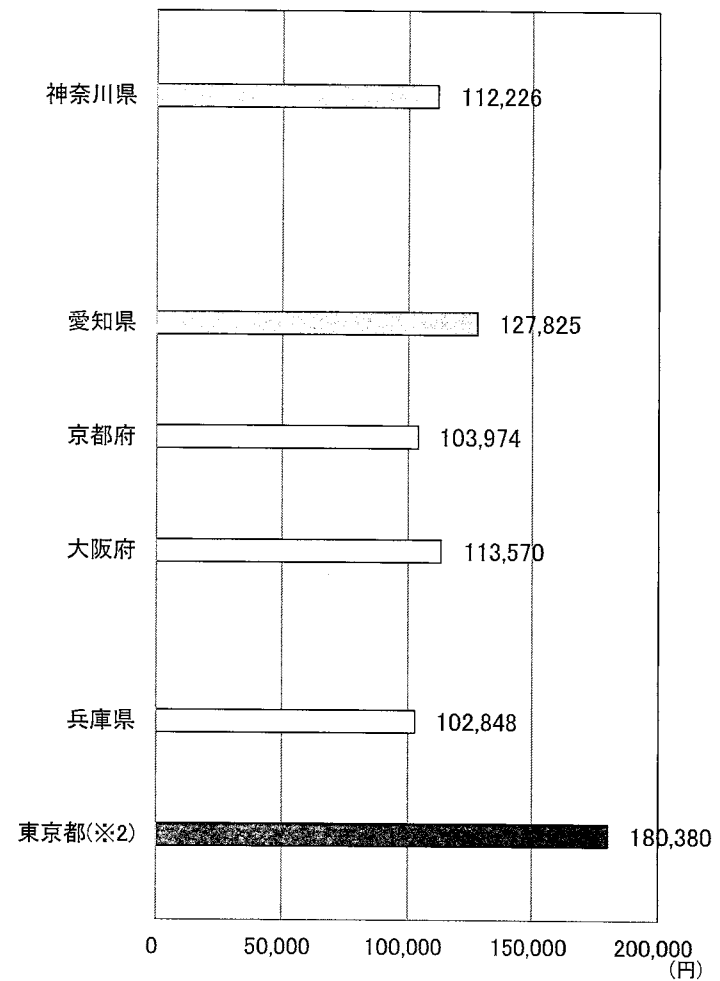
※3 「東京都」は、一般財源(特別区調整交付金相当額を除く)に占める都税(都税として徴収した市町村税相当額を含み、特別区調整交付金相当額を除く)の割合である。

指定都市等及び指定都市等所在都府県の人口1人当たりの税収額の状況（平成22年度決算）

< 指定都市等 >



< 指定都市等所在都府県 >



※1 「都+特別区」は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額の人口1人当たりの税収額である。

※2 「東京都」は、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を除いた人口1人当たりの税収額である。

所在都道府県内の市町村税收等に占める指定都市の割合（平成22年度決算）

都道府県	団体名	歳入	うち一般財源				
			うち市町村税	うち個人住民税 (特別区民税)	うち法人住民税 (都民税)	うち固定資産税	
北海道	札幌市	26.5%	25.9%	40.2%	39.8%	45.4%	37.9%
宮城県	仙台市	40.9%	40.1%	55.0%	55.7%	71.1%	49.3%
埼玉県	さいたま市	18.6%	18.7%	20.4%	20.4%	29.6%	18.0%
千葉県	千葉市	17.8%	16.7%	17.9%	16.5%	26.4%	16.7%
神奈川県	横浜市	42.6%	43.4%	43.4%	44.5%	47.5%	41.1%
	川崎市	18.5%	16.6%	17.4%	17.3%	15.7%	17.4%
	相模原市	7.2%	6.9%	6.6%	6.6%	5.1%	6.6%
	3市計	68.2%	67.0%	67.4%	68.4%	68.3%	65.1%
新潟県	新潟市	27.9%	28.7%	37.1%	39.6%	41.3%	32.3%
静岡県	静岡市	19.4%	20.1%	20.1%	20.2%	22.0%	18.4%
	浜松市	20.0%	20.5%	19.9%	21.9%	20.4%	18.2%
	2市計	39.3%	40.5%	39.9%	42.1%	42.5%	36.6%
愛知県	名古屋市	36.4%	34.6%	35.6%	32.7%	50.3%	33.0%
京都府	京都市	60.9%	55.8%	61.9%	58.9%	70.1%	59.3%
大阪府	大阪市	43.1%	38.6%	41.2%	28.9%	64.2%	42.4%
	堺市	8.6%	8.9%	8.7%	9.2%	5.8%	9.0%
	2市計	51.7%	47.5%	49.9%	38.2%	70.0%	51.4%
兵庫県	神戸市	32.2%	29.0%	30.2%	29.3%	35.6%	28.8%
岡山県	岡山市	30.1%	31.6%	39.4%	41.6%	46.0%	35.6%
広島県	広島市	42.1%	37.9%	45.5%	46.6%	52.8%	41.3%
福岡県	北九州市	21.9%	20.8%	22.3%	19.4%	18.2%	23.2%
	福岡市	31.4%	29.0%	37.6%	35.2%	52.7%	34.7%
	2市計	53.3%	49.8%	59.9%	54.6%	70.9%	57.9%
熊本県	熊本市	30.3%	30.6%	47.1%	50.4%	50.6%	42.0%
東京都	都(特別区の存する区域)+特別区	-	-	80.1%	74.0%	92.1%	79.7%

人口	面積	人口1人当たり 税收額の指数
34.5%	1.3%	116.4
43.6%	10.8%	126.0
17.0%	5.7%	119.8
15.2%	5.3%	117.5
40.7%	18.1%	106.5
15.5%	5.9%	112.5
7.9%	13.6%	84.2
64.1%	37.6%	105.2
33.8%	5.8%	109.9
19.0%	18.1%	105.5
21.1%	19.4%	94.3
40.1%	37.6%	99.6
30.1%	6.3%	118.4
54.3%	17.9%	114.1
29.2%	11.7%	141.0
9.7%	7.9%	89.8
38.9%	19.6%	128.3
27.1%	6.6%	111.5
35.7%	11.1%	110.5
40.7%	10.7%	111.7
19.4%	9.8%	115.2
27.9%	6.9%	134.5
47.3%	16.7%	126.6
39.6%	5.3%	118.8
67.6%	28.2%	118.5

※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額による割合である。

※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税は国有資産等所在市町村交付金を含む。

※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。

※4 「都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額による割合である。

※5 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

※6 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

※7 「人口1人当たり税收額の指数」は指定都市所在都道府県の人口1人当たり市町村税收額を100とした場合の当該指定都市の人口1人当たり税收額の指数である。

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映①

指定都市	中核市	特例市	普通交付税 関係費目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計画決定 ○ 土木行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等における開発行為・建築等の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">道路橋りょう費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">都市計画費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">その他の土木費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">その他の教育費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ・養護老人ホームの設置認可・監督等 ・生活保護審査支払業務等 ○ 保健所の設置（保健所設置市） <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・飲食店営業等の許可 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 ・浄化槽設置等の届出 ・温泉の供用許可 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社会福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">高齢者保健福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">生活保護費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">保健衛生費</div>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量法に基づく勧告、定期検査 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">商工行政費</div>

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映②

(基準財政需要額の増加額)

- 川崎市(指定都市)・奈良市(中核市)・鳥取市(特例市)において、県から指定都市等へ事務が移譲されたことによる事務の増加に伴う基準財政需要額の増加額を試算 (億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政需要額 の増加額	142.8	23.0	0.3
(参考) 平成23年度 基準財政需要額	2,146.4	553.9	423.0

(参考) 基準財政収入額の増加額

(億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政収入額 の増加額	37.9	—	—
(参考) 平成23年度 基準財政収入額	2,139.6	407.6	194.6

※ 自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金の増に伴う基準財政収入額の増加額を試算。

※ 中核市及び特例市には、基準財政収入額に係る特例がない

指定都市等の基準財政需要額の算定方法

基準財政需要額の算定において、都道府県が担う事務の一部を行っていること等による指定都市・中核市・特例市の財政需要は、測定単位や補正係数に反映している。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口、道路の面積等)} \times \text{補正係数}$$

I 測定単位による場合 II 補正係数による場合

I 測定単位による場合

(例) 道路橋りょう費(測定単位: 道路の面積)の場合

- 指定都市については、当該団体の区域内にある国道(都道府県が管理することとされるものに限る。)及び都道府県道を管理することとされていることから、国道及び都道府県道分が加算された測定単位を用いる。(指定都市以外の道路法第17条第2項が適用される市も同様)

$$\text{道路橋りょう費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{当該団体内の市道・都道府県道・国道面積} \times \text{補正係数}$$

II 補正係数による場合

(例) 社会福祉費(測定単位: 人口)の場合

- 指定都市は児童相談所の設置、母子相談員の設置等の事務を行うことから、これらの事務等に係る経費分を反映するために割り増した補正係数を用いる。

$$\text{社会福祉費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口)} \times \text{事務等の増加に伴い割り増した補正係数}$$